

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号による随意契約の公表

令和 5 年度 市単 市道河内線 道路維持管理委託業務について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき、随意契約により契約したので、室戸市契約規則第 31 条の 3 第 2 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 5 月 9 日

室戸市長 植 田 壯 一 郎



記

(1) 物品又は役務の名称及び数量	令和 5 年度 市単 市道河内線 道路維持管理委託業務 委託内容：市道の除草作業
(2) 契約を締結した日	令和 5 年 5 月 9 日
(3) 契約者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地	公益社団法人室戸市シルバー人材センター 室戸市浮津 26 番地 5
(4) 契約金額	¥229,900-
(5) 契約を決定した理由	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 37 条第 1 項に規定するシルバー人材センターであり、かつ見積金額が予定価格内であったため。
(6) 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	室戸市浮津 25 番地 1 室戸市役所 建設土木課 TEL：0887-22-5123